

調査に必要なとなる書類の提出について

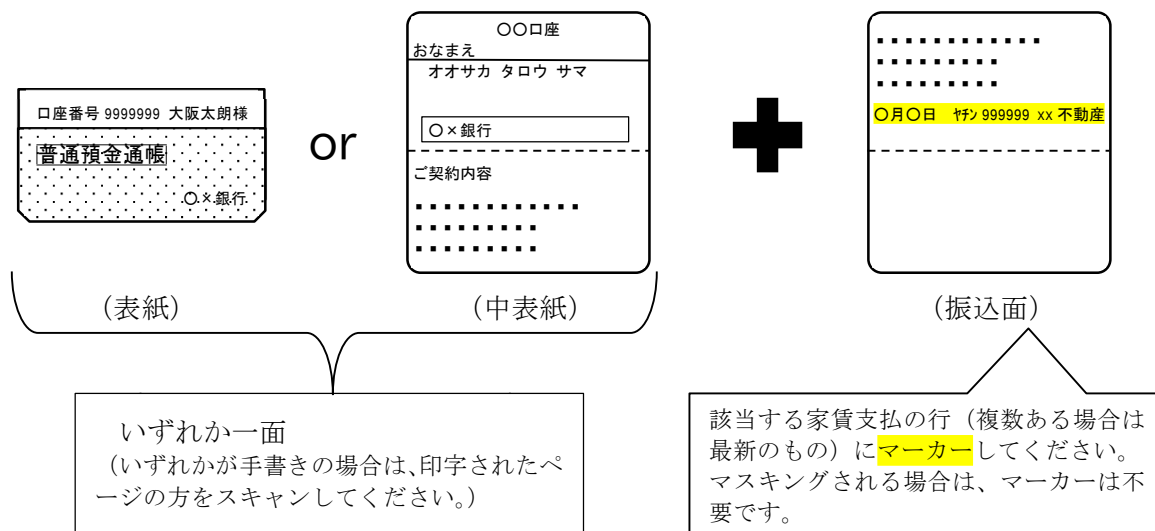
◎直近（令和8年9月分）の家賃の支払いが確認できる書類を添付してください。

家賃の領収書、預貯金通帳等の場合は、いずれも支払日、支払人、支払先及び支払金額を確認できるものが必要です。

以下、注意事項等を記載しております。必ずご確認ください。

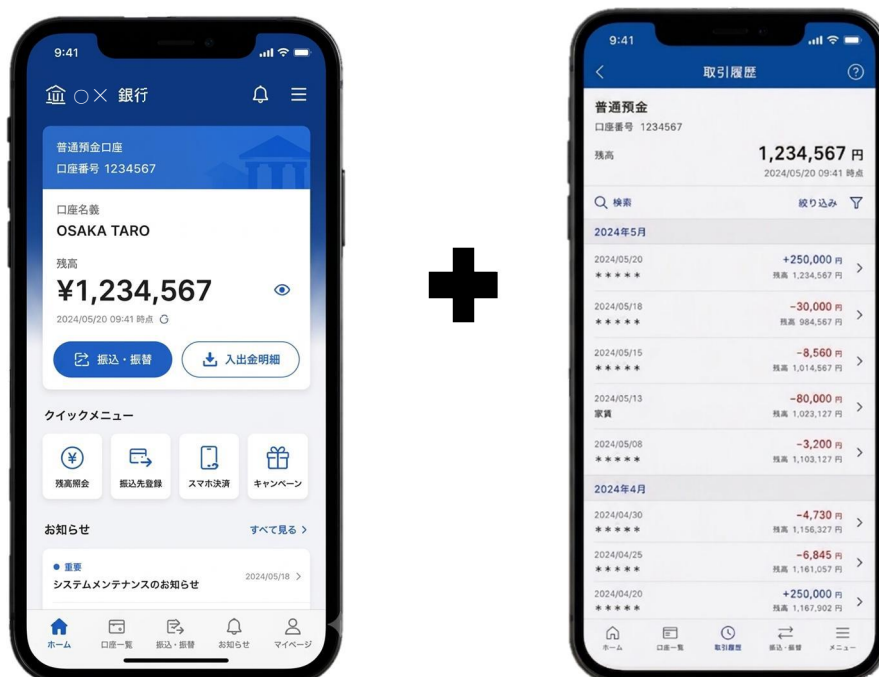
① 預貯金通帳の場合

通帳の名義人面と振込面のスキャン画像を添付してください。



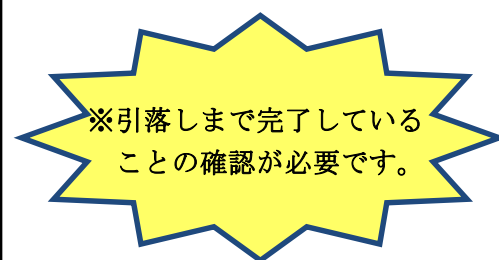
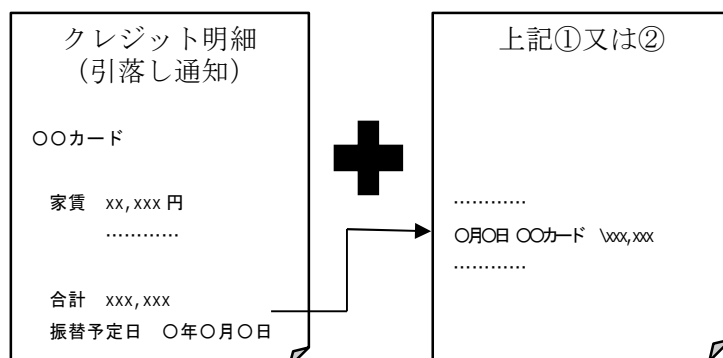
② インターネットバンキングの場合

口座名義人表示画面と取引履歴画面のスクリーンショットを添付してください。

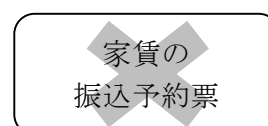
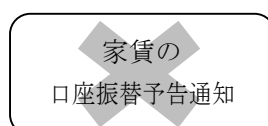
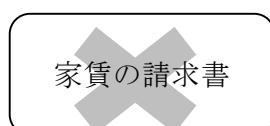


③ クレジットカード支払の場合

クレジットカード会社の明細書（家賃の支払いであることが確認できる書類）とクレジットカード会社への支払完了が確認できる書類の両方のスキャン画像等を添付してください。



④ 次のような書類は、支払い完了まで確認できないため、確認書類になりません。



⑤ 振込先の変更があった場合（管理会社の変更など）は、家賃支払の確認書類に加えて、その変更が確認できる書類（振込先変更通知書など）を添付してください。

※いずれの確認書類についても、家賃支払い以外の取引に関する行や預金残高など、当該調査に関係のない項目は、マスキングをしていただいても支障ありません。

マスキングの方法について

マスキングをする場合は、通帳やインターネット画面等の一部であることが確認できるように、輪郭部分は残して無関係な情報の印字部分のみを黒塗り、白塗り、切り抜き、別の紙で覆うなどによりコピーする形で行ってください。該当する行のみを切り取ったものは、確認書類として認められませんので、ご注意ください。

★個々の事情により、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

■家賃支払いの確認書類は、今後の本調査のほか、次のような場合も必要になりますので、大切に保管しておいてください。（いずれの場合も、SSC 入力のみでは手続は完了しません。）

- ・別の住宅に転居して、引き続き住居手当の受給要件を有する場合は、SSC の入力とともに、新しい住宅の契約書や家賃の支払いを確認できる書類のほか、転居前の住宅の最終家賃の支払いを確認できる書類の提出が必要です。
- ・家賃額改定や貸主変更（法人名の変更を含む。）など SSC に入力している事項に変更があったときは、SSC で変更入力をするとともに、変更前後の家賃支払を確認できる書類を提出してください。
- ・自宅購入や実家への転居などにより住居手当の受給要件が消滅した時は、SSC の入力とともに最終家賃の支払いを確認できる書類の提出が必要です。